

◎みんなで取り組む防災活動促進条例（条例第49号）

- 1 災害から県民の生命及び財産を守るための防災の対策について、基本理念を定め、県民、自主防災組織等、事業者及び県の責務並びに市町村の役割を明らかにするとともに、県民、自主防災組織等及び事業者による防災活動並びに県の支援等の基本となる事項を定めることにより、県民、自主防災組織等及び事業者の自発的な防災活動の促進を図り、もって災害に強い地域社会づくりに寄与するというこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 定義について定めることとした。（第2条関係）
- 3 基本理念について定めることとした。（第3条関係）
- 4 県民の責務について定めることとした。（第4条関係）
- 5 自主防災組織等及び事業者の責務について定めることとした。（第5条関係）
- 6 県の責務について定めることとした。（第6条関係）
- 7 市町村の役割について定めることとした。（第7条関係）
- 8 県民の災害への備えについて定めることとした。（第8条関係）
- 9 自主防災組織等の災害への備えについて定めることとした。（第9条関係）
- 10 事業者の災害への備えについて定めることとした。（第10条関係）
- 11 県民の災害時の行動について定めることとした。（第11条関係）
- 12 自主防災組織等及び事業者の災害時の行動について定めることとした。（第12条関係）
- 13 県民等の防災活動への支援について定めることとした。（第13条関係）
- 14 災害時要援護者の支援体制の整備に係る支援について定めることとした。（第14条関係）
- 15 施策の実施状況の公表について定めることとした。（第15条関係）
- 16 財政上の措置について定めることとした。（第16条関係）
- 17 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。ただし、15は、平成23年度に実施する施策から適用することとした。（附則関係）